

平成 28 年 3 月 29 日
沖 縄 防 衛 局

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第 29 条に基づく特定給付金に係る土地の「使用又は収益」の開始日について

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成 7 年法律第 102 号）第 29 条に基づく特定給付金に係る土地の「使用又は収益」の開始日については、下記のとおりとし、平成 28 年 3 月 30 日から適用する。

記

「使用又は収益」の事実行為が発生した日若しくは次に掲げる日のうちいずれか早い日とする。

- （１）土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 5 項に規定する仮換地の指定の効力発生の日。ただし、同法第 99 条第 2 項による場合は、同項の規定により定める使用又は収益を開始することができる日
- （２）土地区画整理法第 76 条第 1 項の許可を受けた日